

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 (教育学)	氏名	滝沢 潤
学位授与の要件	学位規則第4条第1・②項該当		
<p>論 文 題 目</p> <p>カリフォルニア州における言語マイノリティ教育政策に関する研究 —多言語社会における教育統治とオールタナティブな教育理念の保障—</p>			
<p>論文審査担当者</p> <p>主 査 教授 河野和清 審査委員 教授 古賀一博 審査委員 教授 山崎博敏</p>			
<p>[論文審査の要旨]</p> <p>本研究は、カリフォルニア州における言語マイノリティ教育政策の展開を、教育統治とオールタナティブな教育理念の制度的保障の観点から考察し、言語マイノリティに対する教育機会の保障の実態と課題を明らかにすることを目的としている。論文は、序章、本論二部（全12章）及び終章から構成されている。</p> <p>序章では、本研究の目的と方法について述べている。1960年代に公民権運動が拡大する中、第一言語が英語ではない子どもの教育機会の保障が社会的な注目を集めるようになる。このような社会状況下で、連邦の言語マイノリティ教育政策は、英語習得の教授方法の問題にとどまらず、アメリカ公教育の理念や統治のあり方を問う根本問題を孕んでいた。筆者は、これまでの多くの先行研究が、カリフォルニア州の言語マイノリティ教育政策の歴史的展開を一貫して考察していないのみならず、言語マイノリティ教育政策を教育統治の問題として、またオールタナティブな教育理念の制度的保障の問題として取り扱ってこなかったことを理由に、本研究の目的（課題）を設定したと論じている。本研究の目的達成のために、議会資料等の一次資料の分析や、現地でのインタビュー調査及び質問紙調査が実施されている。</p> <p>第一部は、連邦政府の言語マイノリティ教育政策の歴史的展開過程を考察している。先ず第1章では、1968年の連邦バイリンガル教育法制定以前の言語マイノリティ教育の状況についてドイツ系アメリカ人とメキシコ系アメリカ人に焦点を当てて比較検討している。第2章では、言語マイノリティ教育政策に関する初の連邦法である1968年連邦バイリンガル教育法の制定背景やその意義と、その言語マイノリティ教育政策の実現に大きな影響を与えた1974年連邦最高裁判決・ラォ判決及び関連の行政規則等の意義と課題を明らかにしている。第3章では、1980年代の共和党政権による連邦バイリンガル教育政策の転換の背景・要因や論理及びその意義について論じている。第4章では、共和党から民主党への政権交代によって連邦政策がどのように変容したのかを、1994年連邦バイリンガル教育法の制定過程を対象に検討するとともに、2002年にブッシュ・共和党政権下で改正された初等中等教育法（通称、NCLB法）とバイリンガル教育法廃止の意義について考察している。</p> <p>第二部は、第一部で考察した連邦政策との関連を踏まえながら、カリフォルニア州における言語マイノリティ教育政策の歴史的展開と言語マイノリティに対する教育機会の制度的保障</p>			

の実態と課題について検討している。第5章では、カリフォルニア州法である1976年バイリンガル・バイカルチュラル教育法制定の背景やその意義と、本法廃止以後のカリフォルニア州の言語マイノリティ教育の法的枠組について考察している。第6章では、1976年バイリンガル・バイカルチュラル教育法廃止に伴う言語マイノリティの第一言語使用原則の緩和の意義とその影響について明らかにしている。第7章では、1976年法バイリンガル・バイカルチュラル教育法廃止後、英語話者教員が増加した理由を、教員免許制度改革の検討を通して明らかにしている。第8章では、1998年にカリフォルニア州の公立学校のバイリンガル教育を事実上廃止する州民投票・提案227が可決された背景とその要因を明らかにするとともに、その可決に伴う教育の意思決定レベルの変更の意味と言語マイノリティ教育の正統性について論じている。第9章では、提案227に基づく言語マイノリティ教育政策の評価に関する言説を検討し、言語マイノリティ教育の評価制度のあり方について考察している。第10章では、2002年連邦初等中等教育法・NCLB法やカリフォルニア州の1999年公立学校アカウントビリティ法の影響を受けて、英語能力と英語による学力向上が重視される中で注目された双方向イマージョン・プログラム(TWI)の意義と動向を明らかにしている。第11章では、カリフォルニア州サクラメント市で双方向イマージョン・プログラムを実施しているチャーター・スクールが、アカウントビリティとバイリンガリズムの二つの理念を両立した意義とその要因について考察している。第12章では、カリフォルニア州における双方向イマージョン・プログラム実施校の人種・エスニック構成と社会階層の分析を通じて、言語マイノリティの平等な教育機会の保障における学校選択の可能性と課題を検討している。

終章では、以上の考察を通して、次の諸点を指摘している。(1)カリフォルニア州の言語マイノリティ教育政策は、言語マイノリティの第一言語によって教育機会を平等に保障しようとする「第一言語による教育機会の平等」、多言語社会を英語によって統合する「英語による社会統合」、そして学区、学校レベルの自治を尊重する「教育の地方自治」という3つの理念をめぐって展開するなかで、言語マイノリティに対する教育機会の保障を図ってきたこと、(2)カリフォルニア州の教育統治構造は「多元的な教育の正統化システム」として特徴づけられ、多言語社会におけるオールタナティブな教育理念を保障する重要な制度的枠組みであること、(3)双方向イマージョン・プログラムを実施するチャーター・スクールは、教育成果に対するアカウントビリティと、オールタナティブな教育理念(バイリンガリズム)の双方を実現する意義を有すること、などである。

本論文は、学術的にみて、次の諸点で評価できる。

第一に、米国カリフォルニア州の言語マイノリティ教育政策がどのように展開してきたかを、連邦政策も踏まえながら詳細に分析し、従来の部分的ないし通史的な理解を超えた知見を提示するとともに、教育統治における言語政策の重要性を明らかにしたこと。

第二に、カリフォルニア州の教育統治構造が「多元的な教育の正統化システム」として捉えられることを指摘し、多言語社会における教育統治のあり方を示したこと。

第三に、言語マイノリティの平等な教育機会の保障を行う上で、双方向イマージョン・プログラムとその制度的基盤となる学校選択制度(チャータースクール)の可能性を指摘したこと。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士(教育学)の学位を授与されるに十分な資格があるものと認められる。

平成27年2月6日